

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月22日
【会社名】	株式会社ユニカフェ
【英訳名】	UNICAFE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 拓治
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目11番9号
【電話番号】	(03)3504-1498(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 長縄 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目11番9号
【電話番号】	(03)3504-1498(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 長縄 明彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,010,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年12月22日開催の定時株主総会において、第三者割当による募集株式の発行について承認されたこと及び第37期有価証券報告書（自平成20年10月1日至平成21年9月30日）を平成21年12月22日に提出したことに伴い、平成21年11月13日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部及び添付書類に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件

### 第三部 追完情報

### 第四部 組込情報

（添付書類の差し替え）

定款

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	7,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成21年11月13日(金)開催の取締役会決議に基づき発行するものであり、平成21年12月22日(火)開催予定の定時株主総会による承認が条件となります。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	7,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成21年11月13日(金)開催の取締役会決議に基づき発行するものであり、平成21年12月22日(火)に開催された定時株主総会による承認を得ております。

2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

(前略)

(注) 3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

当該第三者割当の背景

### 3. 割当予定先の選定理由

(訂正前)

上記1.及び2.の考えのもとで、当社と理念を共有し、経営資源を有機的に結合しうる相手はUCCであると結論を導き出しました。

UCCと当社は顧客の皆様に一層ご満足いただくため、資本・業務提携を締結することとしました。すなわち、生産技術や商品開発等の幅広い分野で協力関係を構築し、UCCグループの深い専門的知見と当社の品質管理力を共有することで、当社の競争力、効率性、財務・営業基盤を強化していくことにいたしました。UCCとの資本・業務提携は、当社の将来にわたる継続的な成長をより確かなものにするに確信しております。

家庭用コーヒー、業務用コーヒー、工業用コーヒーのすべての領域で幅広く事業を展開しているUCCグループと、工業用コーヒー分野でトップの当社が手を組むことで、レギュラーコーヒーの総焙煎量(生産・販売量)で双方合わせて優位に立つことができると考えております。

また、昭和8年の創業以来75年以上にわたりコーヒー業界で活躍をしているUCCの経営ノウハウを当社に活用させていただくため、平成21年12月22日開催予定の定時株主総会において選任に関する議案が承認されることを前提として、UCCより経営陣を招聘する予定です。当社はコーヒー焙煎一筋で邁進してまいりました。そのためコーヒー周辺事業については後発であり、時代のニーズを的確に捉えてビジネスに生かすことには弱い面があります。

この点に関しては、UCCの経営手腕を当社に持ち込み、有機的結合を図ることで当社の企業価値をより一層向上させることができると考えています。

以上の観点から、コーヒー焙煎業界の中で生産・販売・商品開発・物流各分野で双方の強みを生かすことができる最良の相手先がUCCであるとし、本件第三者割当の割当先にUCCを選定いたしました。

また、UCCより、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を有していない旨の説明を受けており、当社独自の調査でも、UCCは反社会的勢力との関係を有していないと判断しております。

割当予定先であるUCCは、引き受けた募集株式について長期に保有することを基本方針としており、当社とUCCは事業パートナーとして関係の強化を図ってまいります。

また、当社は、平成21年12月22日開催予定の定時株主総会で本件第三者割当の承認決議を得た後速やかに、当該募集株式の払込期日より2年の間にUCCが当該募集株式の一部又は全部を譲渡したときはその内容を書面により当社へ報告すること、及び当社がその内容を東京証券取引所に報告し且つ公衆の縦覧に供するのに異議無いことにつき確約する書面をUCCから得ることにつき、同社から内諾を得ております。

さらに、同社の平成21年3月期の財務諸表が記された営業報告書(監査法人の監査意見付き)の開示を受け、同社の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況及び平成21年10月末時点の現預金残高を確認した結果、本件第三者割当の払込みについて十分な資産が存在することを確認しております。

なお、本件第三者割当は、平成21年12月22日開催予定の定時株主総会にて付議され、特別決議による承認を得ることを条件とするものです。予定どおり承認を得た後、当社はUCCとの間で、資本・業務提携の具体的内容について、「100日プラン」と称する、双方の現場レベルまで掘り下げたアクションプランを策定いたします。

それに先立ち、上記定時株主総会までに上記「当該第三者割当の背景」に記載した理念・認識をもとに、UCCとの資本・業務提携の骨子を策定し、「事業再生計画」として本年12月初旬に発表する予定であります。

具体的には、以下の4項目について早期に検討を始める予定です。

第1に、生産体制については、当社とUCCの焙煎工場の状況を詳細に分析し、双方で最適な生産設備の体制作りを進めます。消費者のニーズに的確且つスピーディに対応するためにはどのような設備・場所が最適かを検討し、実践してまいります。

第2に、販売体制については、当社の得意分野である「工業用コーヒー」事業の営業体制を刷新し、より競争力を持った販売施策を講じられるようにしてまいります。

第3に、研究開発体制については、各々の得意分野の開発に集中させ、より早期に商品化できる体制を構築してまいります。

第4に、物流体制については、UCCグループの持つ広範で迅速な物流体制を当社にも活用させていただき、現在では限られた範囲での販売を日本全国に拡大していくことをすすめてまいります。

このように当社はUCCとのシナジー効果を最大限に発揮し、事業再構築と強化発展に努め、中長期的な事業価値、株式価値の向上に邁進する所存です。なお、当期の業績に与える影響については、「100日プラン」の策定後に確定する予定であります。

また、本件第三者割当は、希薄化率が25%以上であること、支配株主の異動を伴うものであることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を必要とします。

具体的には、有価証券上場規程の定めに従い、平成21年12月22日開催予定の定時株主総会に付議し、特別決議による承認を得ることを条件といたします。

(訂正後)

上記1.及び2.の考えのもとで、当社と理念を共有し、経営資源を有機的に結合しうる相手はUCCであると結論を導き出しました。

UCCと当社は顧客の皆様に一層ご満足いただくため、資本・業務提携を締結することとしました。すなわち、生産技術や商品開発等の幅広い分野で協力関係を構築し、UCCグループの深い専門的知見と当社の品質管理力を共有することで、当社の競争力、効率性、財務・営業基盤を強化していくことにいたしました。UCCとの資本・業務提携は、当社の将来にわたる継続的な成長をより確かなものにすると思っております。

家庭用コーヒー、業務用コーヒー、工業用コーヒーのすべての領域で幅広く事業を展開しているUCCグループと、工業用コーヒー分野でトップの当社が手を組むことで、レギュラーコーヒーの総焙煎量(生産・販売量)で双方合わせて優位に立つことができると考えております。

また、昭和8年の創業以来75年以上にわたりコーヒー業界で活躍をしているUCCの経営ノウハウを当社に活用させていただくため、平成21年12月22日に開催された定時株主総会において選任に関する議案の承認を得て、UCCより経営陣を招聘いたしました。当社はコーヒー焙煎一筋で邁進してまいりました。そのためコーヒー周辺事業については後発であり、時代のニーズを的確に捉えてビジネスに生かすことには弱い面があります。

この点に関しては、UCCの経営手腕を当社に持ち込み、有機的結合を図ることで当社の企業価値をより一層向上させることができると考えています。

以上の観点から、コーヒー焙煎業界の中で生産・販売・商品開発・物流各分野で双方の強みを生かすことができる最良の相手先がUCCであるとし、本件第三者割当の割当先にUCCを選定いたしました。

また、UCCより、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を有していない旨の説明を受けており、当社独自の調査でも、UCCは反社会的勢力との関係を有していないと判断しております。

割当予定先であるUCCは、引き受けた募集株式について長期に保有することを基本方針としており、当社とUCCは事業パートナーとして関係の強化を図ってまいります。

また、当社は、平成21年12月22日に開催された定時株主総会で本件第三者割当の承認決議を得た後速やかに、当該募集株式の払込期日より2年の間にUCCが当該募集株式の一部又は全部を譲渡したときはその内容を書面により当社へ報告すること、及び当社がその内容を東京証券取引所に報告し且つ公衆の縦覧に供するのに異議無いことにつき確約する書面をUCCから得ることにつき、同社から内諾を得ております。

さらに、同社の平成21年3月期の財務諸表が記された営業報告書(監査法人の監査意見付き)の開示を受け、同社の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況及び平成21年10月末時点の現預金残高を確認した結果、本件第三者割当の払込みについて十分な資産が存在することを確認しております。

なお、本件第三者割当は、平成21年12月22日に開催された定時株主総会にて付議され、特別決議による承認を得ておりますので、当社はUCCとの間で、資本・業務提携の具体的内容について、「100日プラン」と称する、双方の現場レベルまで掘り下げたアクションプランを策定いたします。

それに先立ち、上記定時株主総会までに上記「当該第三者割当の背景」に記載した理念・認識のもとに、UCCとの資本・業務提携の骨子を策定し、「事業再生計画」として本年12月9日に発表いたしました。

具体的には、以下の4項目について早期に検討を始める予定です。

第1に、生産体制については、当社とUCCの焙煎工場の状況を詳細に分析し、双方で最適な生産設備の体制作りを進めます。消費者のニーズに的確且つスピーディに対応するためにはどのような設備・場所が最適かを検討し、実践してまいります。

第2に、販売体制については、当社の得意分野である「工業用コーヒー」事業の営業体制を刷新し、より競争力を持った販売施策を講じられるようにしてまいります。

第3に、研究開発体制については、各々の得意分野の開発に集中させ、より早期に商品化できる体制を構築してまいります。

第4に、物流体制については、UCCグループの持つ広範で迅速な物流体制を当社にも活用させていただき、現

在では限られた範囲での販売を日本全国に拡大していくことをすすめてまいります。

このように当社はUCCとのシナジー効果を最大限に発揮し、事業再構築と強化発展に努め、中長期的な事業価値、株式価値の向上に邁進する所存です。なお、当期の業績に与える影響については、「100日プラン」の策定後に確定する予定であります。

また、本件第三者割当は、希薄化率が25%以上であること、支配株主の異動を伴うものであることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を必要としますが、本件第三者割当については、既に株主の意思確認手続を終えております。

具体的には、有価証券上場規程の定めに従い、平成21年12月22日に開催された定時株主総会に付議し、特別決議による承認を得ております。

## (2)【募集の条件】

(前略)

(訂正前)

## (注)5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

## 第三者割当による募集株式の払込金額

本件第三者割当の払込金額は、1株につき430円であり、当社株式の本年5月14日から直前の本年11月12日までの6ヶ月間の終値平均1,001円に対して割引率57.0%にあたり、また取締役会決議日である平成21年11月13日の前日終値である984円に対して割引率56.3%にあたります。下記のとおり当社は、当該払込金額は合理的なものと考えておりますが、市場株価との乖離の状況に鑑み、平成21年12月22日開催予定の定時株主総会にて有利発行にかかる特別決議による承認を得ることを前提としております。

(中略)

## 6. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(中略)

平成21年12月22日開催予定の定時株主総会の承認を得ることを前提に、当社はUCCより経営陣を招聘する予定です。UCCは、コーヒー焙煎はもとより、缶コーヒー、インスタントコーヒーの製造販売としても常にトップの位置を堅持しており、コーヒーショップ等においても、「上島珈琲店」をはじめとして「珈琲館」等の複数のブランドで店舗展開をしており、その店舗数は650を超えています。このような経営手腕を当社に持ち込み、有機的結合を図ることで当社の企業価値をより一層向上させることができます。そのためには、UCCに対して相当のシェアを確保していただくことが不可欠であります。UCCに経営ノウハウを当社に取り入れるることによって、当社の株式価値はさらに向上するものと判断しております。

(後略)

(訂正後)

## (注)5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

## 第三者割当による募集株式の払込金額

本件第三者割当の払込金額は、1株につき430円であり、当社株式の本年5月14日から直前の本年11月12日までの6ヶ月間の終値平均1,001円に対して割引率57.0%にあたり、また取締役会決議日である平成21年11月13日の前日終値である984円に対して割引率56.3%にあたります。下記のとおり当社は、当該払込金額は合理的なものと考えておりますが、市場株価との乖離の状況に鑑み、平成21年12月22日に開催された定時株主総会にて有利発行にかかる特別決議による承認を得ております。

(中略)

## 6. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(中略)

平成21年12月22日に開催された定時株主総会の承認を得て、当社はUCCより経営陣を招聘いたしました。UCCは、コーヒー焙煎はもとより、缶コーヒー、インスタントコーヒーの製造販売としても常にトップの位置を堅持しており、コーヒーショップ等においても、「上島珈琲店」をはじめとして「珈琲館」等の複数のブランドで店舗展開をしており、その店舗数は650を超えています。このような経営手腕を当社に持ち込み、有機的結合を図ることで当社の企業価値をより一層向上させることができます。そのためには、UCCに対して相当のシェアを確保していただくことが不可欠であります。UCCに経営ノウハウを当社に取り入れるることによって、当社の株式価値はさらに向上するものと判断しております。

(後略)

## 第三部【追完情報】

(訂正前)

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第36期)に記載された「第一部 企業情報 第2「事業の状況」4「事業等のリスク」」について、当該有価証券報告書の提出日(平成20年12月19日)以降、本有価証券届出書提出日(平成21年11月13日)までの間に以下のとおり追加が生じております。

なお、将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものです。

<以下省略>

### 2. 臨時報告書の提出について

<以下省略>

### 3. 最近の業績の概要

<以下省略>

(訂正後)

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第37期)に記載された「第一部 企業情報 第2「事業の状況」4「事業等のリスク」」について、当該有価証券報告書の提出日(平成21年12月22日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成21年12月22日)までの間において変更その他の事由は生じておりません。

<以下全文削除>

### 2. 臨時報告書の提出についての全文削除

### 3. 最近の業績の概要の全文削除

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第36期)	自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日	平成20年12月19日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第37期第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月22日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



独立監査人の監査報告書

平成20年12月19日

株式会社ユニカフェ

取締役会 御中

## 優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 小松 亮一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニカフェの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニカフェ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月22日

株式会社ユニカフェ

取締役会 御中

## 優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 小松 亮一 印  
業務執行社員

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニカフェの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニカフェ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年11月13日付でUCC上島珈琲株式会社との資本・業務提携契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月22日開催の定時株主総会において、UCC上島珈琲株式会社を割当先とする第三者割当による新株式(普通株式)の有利発行について承認を得ている。

## &lt;内部統制監査&gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユニカフェの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ユニカフェが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月19日

株式会社ユニカフェ

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員                      公認会計士              加藤 善孝 印  
業務執行社員

指定社員                      公認会計士              小松 亮一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニカフェの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニカフェの平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

株式会社ユニカフェ

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小松 亮一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニカフェの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニカフェの平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年11月13日付でUCC上島珈琲株式会社との資本・業務提携契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年12月22日開催の定時株主総会において、UCC上島珈琲株式会社を割当先とする第三者割当による新株式(普通株式)の有利発行について承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。